

海外での腎臓・膵臓・肝臓等の移植手術

(海外渡航移植) を受けられた患者様へ

世界的に臓器移植医療が普及するなか、正当かつ適切なルールに基づかない非倫理的・搾取的な臓器移植は、臓器移植法に違反する可能性があり、医療従事者や医療機関にはその防止に努める責務があります。当院も、このような移植を断固として認めず、根絶に向けた取り組みを続けてまいります。

また、海外で臓器移植を受けた後に帰国され、当院で移植後のフォローアップ診療を希望される場合は、『臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言』をはじめ、日本の『臓器の移植に関する法律（臓器移植法）』、『日本移植学会倫理指針』、『生体腎移植ガイドライン』に則り対応させていただきます。なお、違法性のある臓器移植を受けたと判断される場合、当院での診療はお断りさせていただきます。

※移植を行った医療機関から当院専門医が十分と判断できる診療情報提供が得られる場合は例外となる場合もあります。

2025（令和7）年4月

近畿大学奈良病院医療安全管理部